

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国

平成21年11月11日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月30日判決、本資料259号-123・順号11236)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
指定代理人	新田 眞弓
	雨宮 恒夫
	佐藤 謙一
	森下 麻友美
	佐藤 正敏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、31万0612円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、老齢厚生年金の受給者である控訴人が、平成16年分ないし平成19年分の所得税について、確定申告をしたところ、柏税務署長から、雑所得や雑損控除の金額の計算が誤っている等として、上記各年分の所得税につき更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受け、上記各処分に基づき所得税及び過少申告加算税を納付したが、上記各処分は法令に違反する無効なものであり、控訴人が納付した所得税及び過少申告加算税の一部は過誤納金に当たるとして、その還付を求めている事案である。

原判決は、上記各処分に無効事由は認められないとして、控訴人の請求を棄却し、控訴人は、これを不服として、控訴した。

- 2 事案の概要の詳細は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決13頁16行目冒頭から17行目末尾までを除く。)

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分に重大かつ明白な瑕疵又は課税処分の根幹についての過誤による瑕疵

があるとは認められず、本件各処分について無効事由は認められないのであるから、本件各処分が無効であることを前提とする控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1、2に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決17頁23行目冒頭から24行目末尾までを「算入されるべきである旨主張する。」に改める。）。

2 以上によれば、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 小林 克巳

裁判官 山崎 まさよ

裁判官 林 俊之